

中国銀監会

「商業銀行委託貸付管理弁法」を公布することについての通知

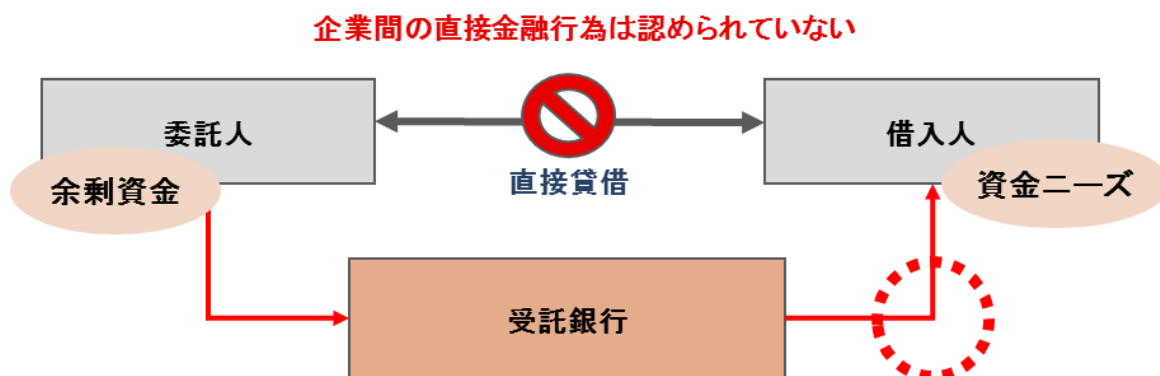
中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2018年1月5日、中国銀行業監督管理委員会(以下略称、CBRC)は「『商業銀行委託貸付管理弁法』を公布することについての通知」(以下、「本弁法」)を公布しました。「本弁法」は商業銀行による委託貸付を体系的に規範化するもので、委託貸付の資金原資と資金使途に対する制限と管理を銀行に義務づけています。

1. 政策の背景

中国では、企業間の直接金融行為は認められておらず、商業銀行が仲介する「委託貸付」を用いて資金を融通し合う行為が一般的に利用されています。委託貸付を活用することで、グループ内の資金効率改善や金融コスト削減といったメリットが享受できます。一方で、委託貸付に対するリスク管理の具体的な措置はこれまで明確にされてきませんでした。

【図表 1】 委託貸付スキーム図



近年、委託貸付の残高が急激に増加しています。委託貸付は、経済の発展に寄与しましたが、統一的管理規定が存在しない中、リスクを抱えた状態が続いてきました。例えば、銀行から基準金利で借入した資金を他の企業に高利で貸付し、利鞘で収益を得ている企業、本来融資してはならない業種に対して、委託貸付を利用し迂回融資を行っている企業、第三者への貸付が回収不能となっている企業などが見受けられ、管理の強化が求められてきました。

現在、金融リスク防止は中央政府の重点項目となっており、委託貸付の規範化を進めるため、2015年1月16日にCBRCより「商業銀行委託貸付管理弁法(意見徴収稿)」が公布されました。本弁法は意見徴収が終了してから3年後に公布された、管理弁法の正式版となります。

2. 政策の内容

本弁法には主に以下の内容が含まれています。

ポイント① 委託貸付の位置付けと各当事者の負うべき責任の明確化

委託貸付業務は商業銀行の委託代理業務であることを明確化しました。商業銀行は受託人として、委託人に代わって借入人を確定すること、委託人の貸付方針決定に関与すること、委託貸付のために各種形式の保証を提供することを禁じています。委託人は自身で委託貸付の借入人を確定すべきであり、借入人の資質、プロジェクト等に対し審査を行い、借入人の信用リスクを引き受けなければならないと規定しています。

また、本弁法の管理対象も定めており、現金管理項目下の委託貸付は含まないとしています。つまり、企業集団内部の独立法人間の資金集中と振替は影響を受けないこととなります。

ポイント② 委託貸付資金原資の規範化

商業銀行に対し、委託貸付に用いる資金原資の合法性について適切な審査を行うことを要求し、委託貸付に用いてはならない資金の種類を明確化しています。

【図表 2】委託人に対する審査の重点内容

- (一) 委託人の委託資金が正常な収入原資・実資力を超えていないか
- (二) 委託人が銀行に与信残高を有する場合、商業銀行は合理的に委託人の自己保有資金、委託貸付実行の状況も算出し、重要な根拠としなければならない

【図表 3】委託貸付に用いることのできない資金原資

- (一) 他者より管理を受託された資金
- (二) 銀行による与信資金
- (三) 特定用途を有する各種専用項目基金(国务院関連部門が別途規定する場合を除く)
- (四) その他債務性資金(国务院関連部門が別途規定する場合を除く)
- (五) 資金原資を証明できない資金

委託貸付の借入人が与信取引を有する顧客の場合、商業銀行は借入人が委託貸付を受け入れた際の信用リスク拡大が自身の与信業務にもたらすリスクを総合的に考慮しなければならないと規定しており、相応のリスクコントロール措置を銀行に義務付けています。

ポイント③ 委託貸付資金用途の規範化

商業銀行が受託する委託貸付は明確な用途を有し、資金用途は法律規定、マクロコントロール、産業政策に合致するものでなければならないとしています。

【図表 4】禁止される資金用途

- (一) 生産、経営、あるいは投資を国家が禁止した領域と用途
- (二) 債券、先物、デリバティブ、資産管理商品等への投資に従事すること
- (三) 登録資本金として払込検査を受けること
- (四) 株式資本権益性投資あるいは増資に用いること(監督管理部門が別途規定するものを除く)
- (五) その他監督管理規定に違反する用途

ポイント④ 委託貸付専用口座開設の義務付け

従来は人民元委託貸付を実施する際、専用口座の開設は必要ありませんでしたが、本弁法において、委託貸付実行前に資金を専用口座に入れなければならない旨が明確に規定されています。

3. 企業への影響

本弁法の公布により、委託貸付にかかる規制が整理され、銀行に一定のリスク管理が義務付けられました。委託貸付の資金原資と資金使途に関する審査手続きが強化されることが予想されることから、事前準備と委託貸付の取り組みに従来比、長い期間を要する可能性があり、委託貸付を利用する企業は留意が必要です。

一方、本弁法では、企業集団内部の独立法人間の資金集中と振替業務を管理対象外としていることから、グループ内での資金活用・効率化を目的とした委託貸付については、事務手続きの利便性を高めるためにプーリングなどの導入が進む可能性があります。

既存の委託貸付への影響の有無、管理対象となる範囲、与信業務への影響など、不透明な点もあり、今後の動向を注視していく必要があります。引続き、関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>银监发[2018]2号 中国银监会关于印发商业银行委托贷款管理办法的通知</p> <p>各银监局,各大型银行、股份制银行,邮储银行,外资银行: 现将商业银行委托贷款管理办法印发给你们,请遵照执行。</p> <p>2018年1月5日 (此件发至有关地方法人银行业金融机构、外国银行分行)</p> <p>商业银行委托贷款管理办法 第一章 总 则 第一条 为规范商业银行委托贷款业务经营,加强委托贷款业务管理,促进委托贷款业务健康发展,根据《中华人民共和国银行业监督管理法》《中华人民共和国商业银行法》等法律法规,制定本办法。</p> <p>第二条 中华人民共和国境内依法设立的商业银行办理委托贷款业务应遵守本办法。</p> <p>第三条 本办法所称委托贷款,是指委托人提供资金,由商业银行(受托人)根据委托人确定的借款人、用途、金额、币种、期限、利率等代为发放、协助监督使用、协助收回的贷款,不包括现金管理项下委托贷款和住房公积金项下委托贷款。</p> <p>委托人是指提供委托贷款资金的法人、非法人组织、个体工商户和具有完全民事行为能力的自然人。</p> <p>现金管理项下委托贷款是指商业银行在现金管理服务中,受企业集团客户委托,以委托贷款的形式,为客户提供的企业集团内部独立法人之间的资金归集和划拨业务。</p> <p>住房公积金项下委托贷款是指商业银行受各</p>	<p>銀監発[2018]2号 中国銀行業監督管理委員会「商業銀行委託貸付管理弁法」を公布することについての通知</p> <p>各銀監局、各大型銀行、株式制銀行、郵貯銀行、外資銀行: ここに商業銀行委託貸付管理弁法を公布する、遵守の上執行すること。</p> <p>2018年1月5日 (この文書は関連する地方法人銀行業金融機構、外国銀行支店に公布する)</p> <p>商業銀行委託貸付管理弁法 第一章 総則 第一条 商業銀行委託貸付業務経営を規範化し、委託貸付業務管理を強化し、委託貸付業務の健全な発展を促進するため、《中華人民共和國銀行業監督管理法》《中華人民共和國商業銀行法》等の法律法規に基づいて、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 中華人民共和國域内で法に則って設立した商業銀行の委託貸付業務手続は、本弁法を遵守しなければならない。</p> <p>第三条 本弁法でいうところの委託貸付とは、委託人が資金を提供し、商業銀行(受託人)が委託人の確定した借入人、用途、金額、通貨、期限、利率等に基づいて、代理で貸付し、使用を監督し、貸付を回収することを指し、現金管理項目の委託貸付や、住宅積立金項目の委託貸付を含まない。</p> <p>委託人とは、委託貸付資金を提供する法人、非法人組織、個人事業主、完全に民事行為能力を有する自然人を指す。</p> <p>現金管理項目の委託貸付は、商業銀行の現金管理サービスにおいて、企業集団顧客の委託を受け、委託貸付の形式をもって、顧客のために企業集団内部の独立法人間の資金集約・振替業務を提供することを指す。</p> <p>住宅積立金項目の委託貸付は、商業銀行が各地の住宅積</p>

<p>地住房公积金管理中心委托,以住房公积金为资金来源,代为发放的个人住房消费贷款和保障性住房建设项目贷款。</p> <p>第四条 委托贷款业务是商业银行的委托代理业务。商业银行依据本办法规定,与委托贷款业务相关主体通过合同约定各方权利义务,履行相应职责,收取代理手续费,不承担信用风险。</p> <p>第五条 商业银行办理委托贷款业务,应当遵循依法合规、平等自愿、责利匹配、审慎经营的原则。</p> <p>第二章 业务管理</p> <p>第六条 商业银行应依据本办法制定委托贷款业务管理制度,合理确定部门、岗位职责分工,明确委托人范围、资质和准入条件,以及委托贷款业务流程和风险控制措施等,并定期评估,及时改进。</p> <p>第七条 商业银行受理委托贷款业务申请,应具备以下前提: (一)委托人与借款人就委托贷款条件达成一致。 (二)委托人或借款人为非自然人的,应出具其有权机构同意办理委托贷款业务的决议、文件或具有同等法律效力的证明。 商业银行不得接受委托人为金融资产管理公司和经营贷款业务机构的委托贷款业务申请。</p> <p>第八条 商业银行受托办理委托贷款业务,应要求委托人承担以下职责,并在合同中作出明确约定。 (一)自行确定委托贷款的借款人,并对借款人资质、贷款项目、担保人资质、抵质押物等进行审查。 (二)确保委托资金来源合法合规且委托人有权自主支配,并按合同约定及时向商业银行提供委托资金。 (三)监督借款人按照合同约定使用贷款资</p>	<p>立金管理センターの委託を受け、住宅積立金を資金原資とし、個人の住居消費貸付・保障性住居建設プロジェクト貸付に代理で資金を出すことを指す。</p> <p>第四条 委託貸付業務とは、商業銀行の委託代理業務である。商業銀行は本弁法の規定に基づいて、委託貸付業務関連当事者と、契約約定した各者の権利義務を通じて、相応の職責を履行し、代理手続費用を取得する。信用リスクは負担しない。</p> <p>第五条 商業銀行の委託貸付業務手続は、法律を遵守し、平等で自主的であり、責任と利益のバランスをとり、慎重な経営の原則に従うものでなければならない。</p> <p>第二章 業務管理</p> <p>第六条 商業銀行は本弁法に基づき、委託貸付業務管理制度を制定し、部門を合理的に確定し、職責を分業し、委託人の範囲、資質、参入条件、および委託貸付業務プロセスとリスクコントロール措置等を明確にしなければならない。あわせて、定期的に評価を行い、改定を進めなければならない。</p> <p>第七条 商業銀行が受理する委託貸付業務の申請は以下の前提を満たさなければならない (一)委託人と借入人の委託貸付条件が一致すること (二)委託人あるいは借入人が非自然人の場合、その権利を有する機構が委託貸付業務に同意した決議、文書、あるいは同等の法律効力を有する証明を提出すること 商業銀行は委託人を金融資産管理会社、貸付業務を経営する機構とする委託貸付業務申請を受理してはならない。</p> <p>第八条 商業銀行が手続を受託する委託貸付業務は、委託人が以下の職責を担うよう要求しなければならず、契約書において、明確に約定しなければならない。 (一)自ら委託貸付の借入人を確定し、借入人の資質、借入項目、担保人の資質、担保物件等の審査を行う (二)委託資金原資が合法なものであること、委託人が自主的に支配できることを保証し、契約約定に基づいて、遅滞なく商業銀行に委託資金を提供する (三)契約の約定に基づいて借入資金が使用されているか</p>
--	---

<p>金，确保贷款用途合法合规，并承担借款人的信用风险。</p> <p>第九条 商业银行审查委托人资金来源时，应要求委托人提供证明其资金来源合法合规的相关文件或具有同等法律效力的相关证明，对委托人的财务报表、信用记录等进行必要的审核，重点加强对以下内容的审查和测算：</p> <p>(一) 委托人的委托资金是否超过其正常收入来源和资金实力。</p> <p>(二) 委托人在银行有授信余额的，商业银行应合理测算委托人自有资金，并将测算情况作为发放委托贷款的重要依据。</p> <p>第十条 商业银行不得接受委托人下述资金发放委托贷款：</p> <p>(一) 受托管理的他人资金。</p> <p>(二) 银行的授信资金。</p> <p>(三) 具有特定用途的各类专项基金(国务院有关部门另有规定的除外)。</p> <p>(四) 其他债务性资金(国务院有关部门另有规定的除外)。</p> <p>(五) 无法证明来源的资金。</p> <p>企业集团发行债券筹集并用于集团内部的资金，不受本条规定限制。</p> <p>第十一条 商业银行受托发放的贷款应有明确用途，资金用途应符合法律法规、国家宏观调控和产业政策。资金用途不得为以下方面：</p> <p>(一) 生产、经营或投资国家禁止的领域和用途。</p> <p>(二) 从事债券、期货、金融衍生品、资产管理产品等投资。</p> <p>(三) 作为注册资本金、注册验资。</p> <p>(四) 用于股本权益性投资或增资扩股(监管部门另有规定的除外)。</p> <p>(五) 其他违反监管规定的用途。</p> <p>第十二条 商业银行应按照“谁委托谁付费”的原则向委托人收取代理手续费。</p>	<p>借入人を監督し、借入用途の合法性を保証し、借入人の信用リスクを引き受ける</p> <p>第九条 商業銀行は委託人の資金原資を審査する際、委託人にその資金原資の合法的な関連文書あるいは同等の法律効力を有する関連書類の提供を要求しなければならない。以下の内容については、重点的に強化して審査、測定を行うこと</p> <p>(一) 委託人の委託資金が正常な収入原資・実資力を超えていないか</p> <p>(二) 委託人が銀行に与信残高を有する場合、商業銀行は合理的に委託人の自己保有資金、委託貸付実行の状況も算出し、重要な根拠としなければならない</p> <p>第十条 商業銀行は委託人から下記資金の委託貸付の実行を受理してはならない</p> <p>(一) 他者より管理を受託された資金</p> <p>(二) 銀行による与信資金</p> <p>(三) 特定用途を有する各種専用項目基金(国务院関連部門が別途規定する場合を除く)</p> <p>(四) その他債務性資金(国务院関連部門が別途規定する場合を除く)</p> <p>(五) 資金原資を証明できない資金</p> <p>企業集団が債券を発行して募集し、集団内部で用いられる資金は本条規定による制限を受けない</p> <p>第十一条 商業銀行が受託した貸付は明確に用途を有していなければならない。資金用途は合法で、国家マクロブルーデンスコントロールと産業政策に合致しなければならない。資金用途は以下のものであってはならない</p> <p>(一) 生産、経営、あるいは投資を国家が禁止した領域と用途</p> <p>(二) 債券、先物、デリバティブ、資産管理商品等への投資に従事すること</p> <p>(三) 登録資本金として払込検査を受けること</p> <p>(四) 株式資本権益性投資あるいは増資に用いること(監督管理部門が別途規定するものを除く)</p> <p>(五) その他監督管理規定に違反する用途</p> <p>第十二条 商業銀行は「委託する人が、費用を払う人」の原則に基づいて、委託人から代理手続費用を受領しなければならない</p>
--	---

第十三条 商业银行与委托人、借款人就委托贷款事项达成一致后，三方应签订委托贷款借款合同。合同中应载明贷款用途、金额、币种、期限、利率、还款计划等内容，并明确委托人、受托人、借款人三方的权利和义务。

第十四条 委托贷款采取担保方式的，委托人和担保人应就担保形式和担保人(物)达成一致，并签订委托贷款担保合同。

第十五条 商业银行应要求委托人开立专用于委托贷款的账户。委托人应在委托贷款发放前将委托资金划入该账户，商业银行按合同约定方式发放委托贷款。商业银行不得串用不同委托人的资金。

第十六条 商业银行应同委托人、借款人在委托贷款借款合同中明确协助监督使用的主要内容和具体措施，并按合同约定履行相应职责。

第十七条 商业银行应按照委托贷款借款合同约定，协助收回委托贷款本息，并及时划付到委托人账户。对于本息未能及时到账的，应及时告知委托人。

第十八条 委托贷款到期后，商业银行应根据委托贷款借款合同约定或委托人的书面通知，终止履行受托人的责任和义务，并进行相应账务处理；委托贷款到期后未还款的，商业银行应根据委托贷款借款合同约定，为委托人依法维权提供协助。

第三章 风险管理

第十九条 商业银行应严格隔离委托贷款业务与自营业务的风险，严禁以下行为：

- (一)代委托人确定借款人。
- (二)参与委托人的贷款决策。
- (三)代委托人垫付资金发放委托贷款。
- (四)代借款人确定担保人。
- (五)代借款人垫付资金归还委托贷款，或者用信贷、理财资金直接或间接承接委托贷

第十三条 商業銀行と委託人、借入人は委託貸付事項が一致した後、三者で委託貸付借入契約に署名しなければならない。契約において、借入用途、金額、通貨、期限、利率、返済計画等の内容を明確に記載し、委託人、受託人、借入人の権利と義務も明確にしなければならない。

第十四条 委託貸付が担保を取る方式の場合、委託人と担保人は担保形式と担保人(物)について一致させなければならない。委託貸付担保契約に署名しなければならない。

第十五条 商業銀行は、委託人に委託貸付の専用口座開設を要求しなければならない。委託人は委託貸付実行前に委託貸付資金を当該口座に入金しなければならない。商業銀行は契約約定方式に基づいて委託貸付を実行する。商業銀行は異なる委託人の資金を一つにして用いてはならない。

第十六条 商業銀行、委託人、借入人は委託貸付契約において監督管理に使用する主要内容とな具体的な措置を明確にしなければならない。契約約定に基づいて相応の職責を履行する。

第十七条 商業銀行は委託貸付契約約定に基づいて、委託貸付の元本・利息回収に協力し、遅滞なく委託人口座に払い込まなければならない。元本・利息の口座への未払いに対して、速やかに委託人に告知しなければならない。

第十八条 委託貸付の期限到来後、商業銀行は委託貸付契約の約定、あるいは委託人の書面通知に基づいて、受託人の責任と義務の履行を終了しなければならない。合わせて、対応する口座処理を実行する。委託貸付期限到来後、未返済の場合、商業銀行は委託貸付契約の約定に基づいて、委託人の法に則った権利保護に協力する。

第三章 リスク管理

第十九条 商業銀行は委託貸付業務と自らの業務のリスクを厳格に分離しなければならない。以下の行為は厳格に禁止する。

- (一)委託人に代わり借入人を確定する
- (二)委託人の借入決定に関与する
- (三)委託人に代わって委託貸付資金を立替払いする
- (四)借入人に代わって担保人を確定する
- (五)借入人に代わって委託貸付の返済資金を立替払いする、あるいは貸付、理財資金を直接あるいは間接的に委託

<p>款。</p> <p>(六) 为委托贷款提供各种形式的担保。</p> <p>(七) 签订改变委托贷款业务性质的其他合同或协议。</p> <p>(八) 其他代为承担风险的行为。</p> <p>第二十条 商业银行应对委托贷款业务与自营贷款业务实行分账核算, 严格按照会计核算制度要求记录委托贷款业务, 同时反映委托贷款和委托资金, 二者不得轧差后反映, 确保委托贷款业务核算真实、准确、完整。</p> <p>第二十一条 委托贷款的借款人是商业银行为存量授信客户的, 商业银行应综合考虑借款人取得委托贷款后, 信用风险敞口扩大对本行授信业务带来的风险影响, 并采取相应风险管控措施。</p> <p>第二十二条 商业银行应对委托贷款业务实行分级授权管理, 商业银行分支机构不得未经授权或超授权办理委托贷款业务。</p> <p>第二十三条 商业银行应制定统一制式的委托贷款借款合同。因业务需要使用非统一制式合同的, 须经总行审查同意。</p> <p>第二十四条 商业银行应建立健全委托贷款管理信息系统, 登记资金来源、投向、期限、利率以及委托人和借款人等相关信息, 确保该项业务信息完整、连续、准确和可追溯。</p> <p>商业银行应及时、完整地在征信系统登记委托贷款相关信息。</p> <p>第二十五条 商业银行应按照监管要求建立委托贷款业务统计制度, 做好委托贷款业务的分类统计、汇总分析和数据报送。</p> <p>第二十六条 商业银行应定期分析委托贷款业务风险, 并组织开展业务检查。</p>	<p>貸付に充てる</p> <p>(六) 委託貸付に各種形式の担保を提供する</p> <p>(七) 委託貸付業務の性質を改変するその他契約・協議に署名する</p> <p>(八) その他リスクを引き受ける行為</p> <p>第二十条 商業銀行は委託貸付業務に対して、自らの貸付業務と勘定を分離して計算しなければならず、会計計算制度の要求に厳格に基づいて、委託貸付業務を記録し、同時に委託貸付と委託資金を反映する。両者を相殺して反映してはならず、委託貸付業務計算の真実性、確実性、完全性を確認しなければならない。</p> <p>第二十一条 委託貸付の借入人が商業銀行に与信のある顧客である場合、商業銀行は借入人が委託貸付を受けた後の信用リスク拡大が自行の与信業務に与える影響について総合的に考慮し、相応のリスクコントロール措置をとらなければならない。</p> <p>第二十二条 商業銀行は、委託貸付業務に対し、分類し受権管理を実行しなければならない。商業銀行分支機構は、授權を経ずに、あるいは授權を超えた委託貸付業務を行ってはならない。</p> <p>第二十三条 商業銀行は、統一の委託貸付契約を制定しなければならない。業務上の必要性から非統一の契約を使用する必要がある場合は、総行の審査・同意を経なければならない。</p> <p>第二十四条 商業銀行は、健全な委託貸付管理情報システムを確立しなければならず、資金の原資、資金使途、期限、利率、委託人、借入人等の関連情報を登録し、当該業務情報の完全性、連続性、正確性と遡及性を確認しなければならない。</p> <p>商業銀行は、遅滞なく、完全にシステムに委託貸付関連情報を登録しなければならない。</p> <p>第二十五条 商業銀行は監督管理要求に基づいて、委託貸付業務統計制度を確立しなければならず、委託貸付業務の分類統計、分析、データを報告送付する。</p> <p>第二十六条 商業銀行は定期的に委託貸付業務のリスクを分析し、組織的に業務検査を展開しなければならない。</p>
--	---

<p>第四章 监督管理</p> <p>第二十七条 中国银监会按照本办法对商业银行委托贷款业务实施监督管理。</p> <p>第二十八条 商业银行违反本办法办理委托贷款业务的，由银监会或其派出机构责令限期改正。逾期未改正，或其行为严重危及商业银行稳健运行、损害客户合法权益的，银监会或其派出机构可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第三十七条的规定采取相应的监管措施；严重违反本办法的，可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第四十六条的规定实施行政处罚。</p> <p>第二十九条 商业银行发放委托贷款后，应严格按照相关监管统计制度要求，准确报送委托贷款明细信息。</p> <p>第三十条 商业银行违反本办法第二十九条规定，未及时、准确向监管部门报送委托贷款业务信息的，由银监会或其派出机构责令限期改正。逾期未改正的，银监会或其派出机构可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第四十七条的规定实施行政处罚。</p> <p>第五章 附 则</p> <p>第三十一条 银监会依法批准设立的具有贷款业务资格的其他金融机构办理委托贷款业务适用本办法。</p> <p>第三十二条 本办法由银监会负责解释。</p>	<p>第四章 监督管理</p> <p>第二十七条 中国銀監会は本弁法に基づいて、商業銀行の委託貸付業務に対し監督管理を実施する。</p> <p>第二十八条 商業銀行が本弁法に違反し委託貸付業務を行った場合、銀監会あるいはその出先機関は、期限を定め改正を命じる。期限を過ぎても改正されない場合、あるいはその行為が商業銀行の安定経営に重大な危機を及ぼすものであり、顧客の合法的な収益を害するものである場合、銀監会あるいはその出先機関は「中華人民共和国銀行業監督管理法」第三十七条の規定に基づいて相応の監督管理措置を採ることができる。本弁法に対する重大な違反があった場合、「中華人民共和国銀行業監督管理法」第四十六条の規定に基づいて行政処罰を執行することができる。</p> <p>第二十九条 商業銀行は委託貸付実行後、関連監督管理統計制度の要求に厳格に基づいて、正確に委託貸付明細の情報を報告送付しなければならない。</p> <p>第三十条 商業銀行が本弁法の第二十九条の規定に違反し、直ちに正確に監督管理部門に委託貸付業務の情報を報告送付しなかった場合、銀監会あるいはその出先機関は期限を定めた改正を命じる。期限を過ぎても改正されない場合、銀監会あるいはその出先機関は「中華人民共和国銀行業監督管理法」の第四十七条の規定に基づいて、行政処罰を執行することができる。</p> <p>第五章 附 則</p> <p>第三十一条 銀監会は、法に則って批准設立された貸付業務資格を有するその他金融機構が行う委託貸付業務に本弁法を適用する。</p> <p>第三十二条 本弁法は銀監会が解釈に責任を負う。</p>
---	---

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室